



決める。進める。都政へ

発行: 東京都議会自由民主党 広報委員会
〒160-0023 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL:03-5320-7212 FAX:03-5388-1782

令和元年 秋号

都議会自民党活動リポート

東京都議会議員 (世田谷区選出)

小松ダイスケ

【小松大祐 プロフィール】
東京都議会議員(2期)。昭和52年7月30日
世田谷区生まれ。國士館大学体育学部を
卒業後、民間企業(6年)、会社経営(3
年)を経て、世田谷区議会議員(1期)。
早稲田大学大学院公共経営研究科修了。

【所属】厚生委員会 理事
都議会自民党政調会 副会長

令和元年第3回定例会について

- 令和元年第3回定例会は、9月3日から9月18日まで16日間の会期で開催されました。
 - 開会に先立ち、8月22日に「『未来の東京』への論点 今、なすべき未来への投資とは」が公表されました。この内容をもとに、2040年代を見据えた東京の新たな将来像と、その実現に向けて進むべき道のりを示す長期戦略の策定に向け、検討を進めています。
 - また、9月10日には、インターネット大手ヤフーの元会長で東京都参与の宮坂学氏(51)を、空席となっている4人目の副知事に起用する人事案が提出され、同意しました。宮坂氏の副知事任期は9月20日から4年間。ICT政策の推進が主たる任務となります。
 - この他、再び増加に転じた自転車事故対策としての、保険加入義務化を促す条例や、高齢ドライバーによる交通事故が大きな社会問題となっていることを受け、都の緊急対策として、「東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金」(9割補助)なども議題となりました。

平成30年度公営企業会計決算特別委員会について

- 平成30年度公営企業会計決算特別委員会が、9月18日に設置されました。
 - 公営企業会計決算特別委員会は、2つの分科会に分かれて開催され、私は第二分科会を担当致します。
 - 第二分科会の担当所管は、水道局・下水道局・病院経営本部・都市整備局となります。
 - 10月16日に平成30年度決算概要説明を聴取したのち、分科会質疑を3日間に分けて行います。
 - その後、全局質疑→意見開陳→12月5日の表決を経る予定です。

常任委員会について

- 都が処理すべき分野は、広範囲にわたっており、これに伴って議会が審議する議案の件数が多くなっています。都議会が、限られた会期の中で多くの議案や請願・陳情を審議するには、本会議だけでは十分ではありません。
 - 本会議の議決に先立って、専門的かつ詳細に審査する委員会を設置しております。
 - 令和元年9月より厚生委員会の理事となりました。

常任委員会の会派別構成

任期(小松)	委員会名	所管
H30.10～R1.9	総務委員会	政策企画局 都民安全推進本部 戦略政策情報推進本部 総務局 人事委員会 選挙管理委員会 監査委員
H28.10～H29.7	財政委員会	財務局 主税局 会計管理局 収用委員会
H29.8～H30.9	文教委員会	生活文化局 オリンピック・パラリンピック準備局 教育委員会
	都市整備委員会	都市整備局 住宅政策本部
H26.10～H27.10	厚生委員会	福祉保健局 病院経営本部
R1.9～	経済・港湾委員会	産業労働局 中央卸売市場 港湾局 労働委員会
H25.10～H26.10	環境・建設委員会	環境局 建設局
H27.10～H28.10	公営企業委員会	交通局 水道局 下水道局
	警察・消防委員会	公安委員会(警視庁) 東京消防庁

〔厚生委員会とは〕 各局の概要まとめ

厚生委員会は、福祉保健局・病院経営本部を所管します。

福社保健局

福祉保健の 基盤づくり	高齢者	障害者	子供家庭
生活の福祉	医療・保健	健康・安全	環境・衛生
東京都庁の子育て支援施策、障害者や高齢者に対する保健・福祉施策、医療提供体制の整備、健康づくりや医療費助成などの施策、また、社会福祉施設に対する指導検査や、生活保護や国民健康保険制度の円滑な運営に関する事務等を行う知事部局。新型インフルエンザや食品偽装などの健康危機に対して迅速かつ総合的な対応を図るために、食品・医薬品の監視指導、環境保健対策、感染症対策等も行う。			

病院経営本部

8つの都立病院を所管しています。都立病院の経営企画機能及び、再編整備の推進を着実に担います。また、患者サービスの向上や医療安全対策の充実強化を図ります。

〔都立病院とは〕

高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的役割としています。また、都立病院はすべての都民のための病院であり、限られた医療資源を最大限有效地に活用し、より多くの都民の皆さんに都立病院の持つ高水準の医療機能を生かした適切な医療を提供していくため、対象範囲を原則として都全域（三次保健医療圏）あるいは複数の二次保健医療圏とし、主として急性期の患者さんを対象としています。



出典：東京都病院経営本部

～高齢運転者による安全運転支援装置の 購入・設置を補助します～

＜令和元年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度のご案内＞



安全運転支援装置※の販売・設置を行う事業者に対し、東京都が費用の9割（1台につき10万円まで）を補助します。

*ペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するもの

都内在住の高齢運転者の方は、
取扱い事業者の店舗で、装置を
1割の負担で購入・設置できます。

＜高齢運転者の要件は、裏面をご参照ください。＞

【装置費・設置費の合計（税込）】***

都から事業者への補助 ：9割（上限10万円）	本人負担 ：1割
---------------------------	-------------

***故障箇所の修理・補修や改良・改造等の費用は除く

購入・設置までの流れ

ご希望の方は、取扱事業者※の店舗にご相談ください

*事業者の一覧・連絡先は東京都都民安全推進本部HPに掲載しています

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/koureisha/hojokin/tomin>

東京都 安全運転支援装置 検索



店舗で、車の状態や要件を確認します。設置日をご予約ください。

予約日にご本人が来店し、免許証・自動車検査証※をご提示のうえ、
申込書をご記入ください。※店舗で写しを取らせていただきます。

店舗にて本人確認ののち、装置を販売・設置し
使用方法をご説明します。

本人負担分の金額を、その場でお支払いください

出典:東京都都民安全推進本部

対象となる都民の方の要件

＜次に掲げる要件をすべて満たす必要があります＞

都内在住で、令和元年度中に70歳以上となる方
(昭和25年4月1日以前に生まれた方)



有効な運転免許証を有すること。

自動車が、

- ・安全運転支援装置を設置することが可能であること。
- ・自動車検査証の「自家用・業務用の別」に自家用と記されたもの

自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

氏名が同一でない場合は、自動車検査証上の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、運転免許証に記載の住所が同一であること。

※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・自動車税の滞納がないこと。
- ・転売を目的とした設置ではないこと。
- ・装置を設置する自動車は個人の用に供するものであること。
- ・暴力団員等でないこと。

「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課
電話:03-5321-1111 内線21-799

※装置の対応車種、性能や在庫状況等は、取扱い事業者にお尋ねください。

(令和元年7月発行)

出典:東京都都民安全推進本部

令和元年度 第2回本会議 一般質問ダイジェスト R1.6.12.



質問(小松ダイスケ)

就職氷河期世代（バブル崩壊後に就職期を迎えた団塊Jr.）には、非正規雇用や無業者が未だ多数いる。実効性のある就労支援が不可欠。



回答(小池知事)

これまでの取組に加えて、国や区市町村との連携を強化するとともに、臨床心理士などの専門家も活用しながら、希望や適性に応じたきめ細かな支援を進める。



質問(小松ダイスケ)

都は、2040年に向けた長期目標として緑の総量をこれ以上減らさないとしながら、地域や分類毎の具体的な目標値が設定されていない。2022年には都内生産緑地の8割が30年の期限を迎えるが…。



回答(小池知事)

東京の生産緑地は、環境や防災などの機能を有する貴重な緑の空間。都として、出来る限り多くの生産緑地を保全するため、区市やJAなどと連携し、特定生産緑地制度の活用を働きかけていく。

この他、障碍者スポーツ振興（場の確保、事務局機能の強化支援）や、昨今クローズアップされているジュニアスポーツの現場での指導者のハラスマント問題について取り上げました。長年地域のジュニアスポーツを善意で支え続けてくださった方が、引き続き指導の現場に携われるためには、時代とともに変化するコミュニケーションをはじめとする指導の知見を定着させる仕組みづくりに着手すべきと提言致しました。

都政に関するご意見、ご要望をお聞かせください

小松ダイスケ 東京都議会議員
事務所

TEL:03-5314-9577 FAX:03-5314-9573

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-38-10-201 E-mail:daisuke.komatsu@gmail.com